

緊急課題解決 10

地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

【主担当部局：環境生活部】

プロジェクトの目標

恒久的な対策が必要な不適正処理事案について、生活環境保全上の支障除去等に早期着手するとともに、継続的なモニタリングが必要な事案については、引き続き安全性を確認し、県民の皆さんの暮らしの安全・安心が高まっています。

また、こうした不適正処理事案の発生を未然に防止し、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、排出事業者に対し処理責任を果たす取組を進め、不法投棄を許さない社会づくりが進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	判断理由

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
不適正処理事案における支障除去の着手件数		3件	4件	4件		4件
	1件	2件	4件			

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	過去の不適正処理4事案（桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山）について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復に着手した件数
27年度目標値の考え方	平成25年度までに4件全て着手しました。今後とも、着実な事業の進捗を図ります。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
1 「不適正処理事案」を早期に解決するために	不適正処理事案における支障除去の着手件数		3件	4件	4件		4件
		1件	2件	4件			
2 「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために	処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合		3% (23年度)	10% (24年度)	20% (25年度)		33% (26年度)
		0% (22年度)	9% (23年度)	25% (24年度)			

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	336	476	3,391	

平成 26 年度の取組概要

- ① 産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある以下の 4 事案について、産廃特措法に基づく国の支援を得て引き続き恒久対策を実施
 - ・ 四日市市大矢知・平津事案については、廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土及び排水対策を実施する計画
平成 26 年度は処分場入口側の調整池や処分場天端部への進入路の設置工事を完了させるとともに、中溜池側において用地の確保を行い、調整池及び管理用道路の設置工事に着手
 - ・ 桑名市源十郎新田事案については、PCB (ポリ塩化ビフェニル) や VOC (揮発性有機化合物) を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施する計画
平成 26 年度は既設の集油管等による廃油回収を実施するとともに鋼矢板の追加設置等の本体工事に着手
 - ・ 桑名市五反田事案については、地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所掘削・除去を実施する計画
平成 26 年度は廃棄物等の掘削・除去の本体工事において、土留の施工及び遮水壁の補強を実施するとともに、発生する廃棄物等の運搬・処分に着手
 - ・ 四日市市内山事案については、霧状酸化剤 (過酸化水素水) 注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため整形覆土工等を実施する計画
平成 26 年度は霧状酸化剤の注入による硫化水素発生抑制対策の効果を確認しつつ、第二段階の整形覆土工事に着手
- ② 継続的なモニタリングが必要な他の事案について、引き続き水質等の分析を実施
- ③ 行政代執行費用の徴収及び排出事業者等の責任追及を引き続き実施
- ④ 不適正処理事案を未然に防止するため、多量排出事業者等 597 社のうち、マニフェスト発行件数の多い事業者や電子マニフェストの導入が進んでいない業界を中心に環境技術指導員が訪問し、タブレット端末を用いた視覚的に理解を得やすい方法により、電子マニフェストと優良認定処理業者の活用を促進 (8 月末実績：210 事業者に訪問)
- ⑤ 電子マニフェストの更なる普及啓発のため、電子マニフェストの運用相談会及び操作体験研修会を開催 (事業者ニーズ踏まえ運用相談会の回数増加 8 月末実績：運用相談会 1 回、操作体験研修 6 回)
- ⑥ 産廃処理業者においても電子マニフェストや優良認定取得の取組が必要であるため、三重県産業廃棄物協会と緊密に連携し、産廃処理業者を対象とした説明会を開催
- ⑦ 県自らが優良認定処理業者を活用する仕組み作りについて、優良認定処理業者数の増加状況を見据えつつ、関係部局と協議調整

【中間進捗状況】

平成 26 年度の上半期の成果と残された課題

- ① 産業廃棄物が不適正処理された 4 事案全てについて、恒久対策に着手しました。産廃特措法の期限である平成 34 年度までに対策を完了するよう、着実に工事を進めていく必要があります。

- ・四日市市大矢知・平津事案については、処分場入口側の調整池や処分場天端部への進入路の設置工事を継続しています。また、中溜池側の調整池及び管理用道路の設置工事を行うにあたり、境界確定のための用地測量を実施しています。今後、中溜池側の必要な土地について、用地買収等を行っていく必要があります。
 - ・桑名市源十郎新田事案については、既設の集油管等による廃油回収を行うとともに、鋼矢板の追加設置及び一部掘削を伴う廃油の回収・処理を行う本体工事を行うにあたり、行政機関や利害関係者との協議を進めています。当該事案は河川区域内であり、原則的に非出水期の施工に限定されるため、適切な工事進捗を図っていく必要があります。
 - ・桑名市五反田事案については、廃棄物等の掘削・除去の本体工事で使用する選別・ストックヤードの設置工事を進めています。周辺環境対策に留意し廃棄物等の掘削・除去等の作業を実施していく必要があります。
 - ・四日市市内山事案については、霧状酸化剤の注入対策を継続し、硫化水素濃度の低下を確認しています。また、第2段階の整形覆土工事にかかる入札手続きを進めています。工事の実施にあたって、硫化水素に対する安全を確保し廃棄物の掘削等の作業を進める必要があります。
- ② 継続的なモニタリングが必要な四日市市下海老事案及び伊賀市比土事案について、水質等の分析（5月、8月）を実施しました。
 - ③ 行政代執行費用の徴収は、国税滞納処分の例によることとなっており、平成25年度に作成した徴収事務マニュアルを活用しながら原因者の財産調査等を実施しています。
 - ④ 本年4月から8月末の間に、電子マニフェスト及び優良認定処理業者の両方を活用する多量排出事業者等は38社増加し、276社（46%：暫定値）となりました。
 - ⑤ 県内の電子マニフェストシステム加入者は、本年3月末時点の1,488社（うち多量排出事業者等277社）から増加し8月末時点で1,551社（うち多量排出事業者313社）となりました。一方、電子マニフェストシステムへの加入はしたものの、操作や管理方法に不慣れで十分に活用できていない排出事業者が見られます。
 - ⑥ 本年4月から8月末の間に、多量排出事業者等のうち、新たに22事業者が優良認定処理業者の活用をはじめ、449事業者（約75%：暫定値）となりました。なお、本県は、優良認定処理業者の認定件数（平成25年度末現在で216件）は全国の都道府県の中でも比較的多い状況にあるものの、優良認定の取得割合は4%にとどまっています。

平成26年度の下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向

〈下半期〉

- ① 産業廃棄物が不適正処理された4事案について、適切に進捗管理を行うとともに、着実に工事を進めます。
 - ・四日市市大矢知・平津事案については、処分場入口側の調整池や処分場天端部への進入路の設置工事を引き続き実施します。また、中溜池側の調整池及び管理用道路設置工事に必要な用地を確保し、工事に着手できるよう引き続き作業を進めます。
 - ・桑名市源十郎新田事案については、引き続き既存の集油管等による廃油回収を実施します。また、鋼矢板の追加設置等の本体工事及び廃棄物保管庫等の付帯施設の設置工事に着手します。工事の実施にあたっては、限られた施工期間に対応できるよう、適切に進捗管理を行います。
 - ・桑名市五反田事案については、引き続き掘削廃棄物等の選別・ストックヤードの整備を行います。また、周辺環境に十分留意し廃棄物等の掘削・除去の本体工事に着手します。
 - ・四日市市内山事案については、霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入を継続します。また、第2段

階の整形覆土工事に着手します。工事の実施にあたって、硫化水素に対する安全を確保し廃棄物の掘削等の作業を進めます。

- ② 四日市市下海老事案及び伊賀市比土事案について、引き続き分析（11月、2月）を実施します。
- ③ 代執行費用の徴収については、引き続き、原因者の財産調査等を実施し、差押可能な財産の把握に努めます。また、排出事業者、土地所有者の責任追及についても引き続き取り組みます。
- ④ 引き続き、マニフェスト発行件数の多い事業者や電子マニフェストの導入が進んでいない業界を中心に、環境技術指導員による多量排出事業者等への訪問を行い、電子マニフェストと優良認定処理業者の活用を促進します。
- ⑤ 電子マニフェストの更なる普及に向けて、運用相談会、操作体験研修を着実に実施します。また、事業者訪問時には、タブレット端末を用いて、電子マニフェストの実演や操作体験を行う等、より理解しやすい説明を行うとともに、電子マニフェストシステムに加入した排出事業者の操作や管理に係るフォローアップを行います。
- ⑥ 三重県産業廃棄物協会と協議調整し、産廃処理業者を対象に、優良認定取得や電子マニフェスト導入を目的とした説明会を開催します。
- ⑦ 県自らが優良認定処理業者を活用する仕組み作りについて、現在の優良認定の取得状況に応じた方法を検討します。

〈翌年度〉

- ① 平成34年度末までに対策を完了するよう、着実に工事を実施していきます。なお、工事の実施にあたっては、地元及び関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果等を的確に情報共有します。
 - ・ 四日市市大矢知・平津事案については、中溜池側の調整池及び管理用道路の設置工事を進めます。また、西水路側の調整池及び管理用道路の設置工事のための用地測量を実施します。
 - ・ 桑名市源十郎新田事案については、引き続き鋼矢板の追加設置及び一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施します。また、掘削により発生する汚染土壌の運搬・処分を実施します。
 - ・ 桑名市五反田事案については、引き続き廃棄物等の掘削・除去の本体工事を実施します。
 - ・ 四日市市内山事案については、整形覆土工を継続し、整形時に発生する廃棄物の処分を行います。
- ② 四日市市下海老事案及び伊賀市比土事案について、必要に応じて分析を継続実施します。
- ③ 代執行費用の徴収について、引き続き差押可能財産の把握に努めます。また、排出事業者等の責任追及を引き続き実施します。
- ④ 引き続き、環境技術指導員が個別に多量排出事業者等を訪問し、電子マニフェスト及び優良認定処理業者の活用が進んでいない業界を中心に、排出事業者の処理責任の徹底に向けて取組を促進するとともに、既に導入されている事業者についても一層の活用が図られるよう取組めます。
- ⑤ 電子マニフェストに係る運用相談会、操作体験研修を開催し、電子マニフェストの普及を促進するとともに、電子マニフェストシステムに導入された新たな技術についてモデル的な活用を検討します。
- ⑥ 三重県産業廃棄物協会と連携し、引き続き、産業廃棄物処理業者への電子マニフェストの普及や優良認定処理業者の育成に取り組みます。
- ⑦ 県自らが優良認定処理業者を活用する仕組み作りについて、関係部局と具体的な手法等について協議調整します。